
7 1 3 7. 利用資格移管

業務コード	内 容
RS I	利用資格移管

1. 業務概要

「電子インボイス受付番号通知情報」または「船積指図書（S/I）情報」を受け取った利用者が、別の利用者へ後続業務を委託したい場合に、当該情報を転送し、業務資格を移管する。

本業務の実施に伴い、当該電子インボイス受付番号に係る通関業者、N-S/I番号*1に係る海貨業者または申告予定者が、本業務の入力者から移管先利用者へ変更となる。

移管は回数の制限なく可能とするが、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務、または申告業務がされた後の電子インボイス受付番号通知情報の移管は不可とする。（再移管は、直前に行われた本業務の移管先利用者が実施可能である）。

(*1) N-S/I番号とは、「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務でシステムより払い出された番号のことをいう。

2. 入力者

通関業、航空貨物代理店、海貨業

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②電子インボイス受付番号通知情報に係る利用資格を移管する場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者利用者コードと同一であること。
- ③船積指図書（S/I）情報に係る海貨業者としての利用資格を移管する場合は、S/I情報DBに登録されている海貨業者コードと同一であること。
- ④船積指図書（S/I）情報に係る申告予定者としての利用資格を移管する場合は、S/I情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) インボイス・パッキングリストDBチェック

帳票種別に「I」が入力された場合は、入力された電子インボイス受付番号について以下のチェックを行う。

- ①入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務がされていないこと。
- ③申告業務（予備申告を除く）がされていないこと。
- ④入力された移管先利用者が航空貨物代理店の場合は、Air-NACCSの輸出インボイス（輸出入区分「E」）であること。

(4) S/I情報DBチェック

帳票種別に「S」が入力された場合は、入力されたN-S/I番号について以下のチェックを行う。

- ①入力されたN-S/I番号が、S/I情報DBに存在すること。
- ②取消済みとなっていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) インボイス・パッキングリストDB処理

「移管先利用者（インボイス通関業者）」欄が入力された場合は、以下の処理を行う。

- ①通関業者利用者コードを、入力された移管先利用者（インボイス通関業者）で更新する。
- ②通関業者（前資格者）を、入力者で更新する。

(3) S/I情報DB処理

(A) 「移管先利用者（S/I海貨業者）」欄が入力された場合は、以下の処理を行う。

- ①海貨業者コードを、入力された移管先利用者（S/I海貨業者）で更新する。
- ②海貨業者（前資格者）を、入力者で更新する。

(B) 「移管先利用者（S/I申告予定者）」欄が入力された場合は、以下の処理を行う。

- ①申告予定者を、入力された移管先利用者（S/I申告予定者）で更新する。
- ②申告予定者（前資格者）を、入力者で更新する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
電子インボイス受付番号通知情報	正常終了、かつ「移管先利用者（インボイス通関業者）」欄が入力された場合	移管先利用者（インボイス通関業者）
船積指図書（S/I）情報	正常終了、かつ「移管先利用者（S/I海貨業者）」欄が入力された場合	移管先利用者（S/I海貨業者）
	正常終了、かつ「移管先利用者（S/I申告予定者）」欄が入力された場合	移管先利用者（S/I申告予定者）

7. 特記事項

- (1) 本業務の入力者は、電子インボイス受付番号に係る通関業者、N-S/I番号に係る海貨業者、申告予定者が実施可能な後続業務について、実施不可となるので留意する。
- (2) 国際連携システムで出力したS/I情報については、本業務で移管（転送）できないため、別途、移管元が電子メール等で転送する必要がある。